

発議第2号

ロシア連邦によるウクライナ侵攻に断固抗議する決議について

ロシア連邦によるウクライナ侵攻に断固抗議する決議を次のとおり提出する。

令和4年3月8日 提出

松阪市議会議員	沖	和 哉
	松 岡	恒 雄
	橘	大 介
	松 本	一 孝
	赤 塚	かおり
	坂 口	秀 夫
	山 本	芳 敬
	濱 口	高 志
	中 島	清 晴

ロシア連邦によるウクライナ侵攻に断固抗議する決議

我が国を含む国際社会が強く自制を求めるなか、ロシア連邦は本年2月24日、ウクライナに侵攻した。

ロシア軍によるウクライナへの侵攻は、国際社会の平和と安全を著しく損なう、断じて容認することができない暴挙である。このような力を背景とした、一方的な現状変更への強行は、明白な国際連合憲章に違反する行為であり、国際秩序の根幹を揺るがすもので断じて看過できない。さらにプーチン大統領の核の使用を示唆するような発言に対しても、厳しく非難するものである。

松阪市議会は、ロシア連邦による一連のウクライナへの軍事侵攻に断固抗議するとともに、国際社会と緊密に連携し、毅然たる態度でロシア連邦に対して制裁措置の徹底及び強化を図り、即時無条件でのロシア軍の完全撤退を強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月8日

松 阪 市 議 会